

※原則、国の家賃支援給付金の給付を受けている事業者の方が対象となります。
まずは、国の家賃支援給付金の申請をお願いします。(裏面をご参照ください)

和歌山県家賃支援金 の申請受付を開始します！

新型コロナウイルスの影響により、売上げの急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃が負担となる事業者に支援金を支給します。

1. 対象要件

下記の4つの要件を全て満たす必要があります。(詳しくは申請要領をご覧ください)

- 1 **県内に主たる事業所**を有する事業者(※1)
- 2 **国の家賃支援給付金**の給付を受けている事業者(※2)
- 3 宣誓書を提出する事業者
- 4 下記①から③までの要件に該当しない事業者

①本支援金をすでに受け取った者

②和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者

③本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が認める者

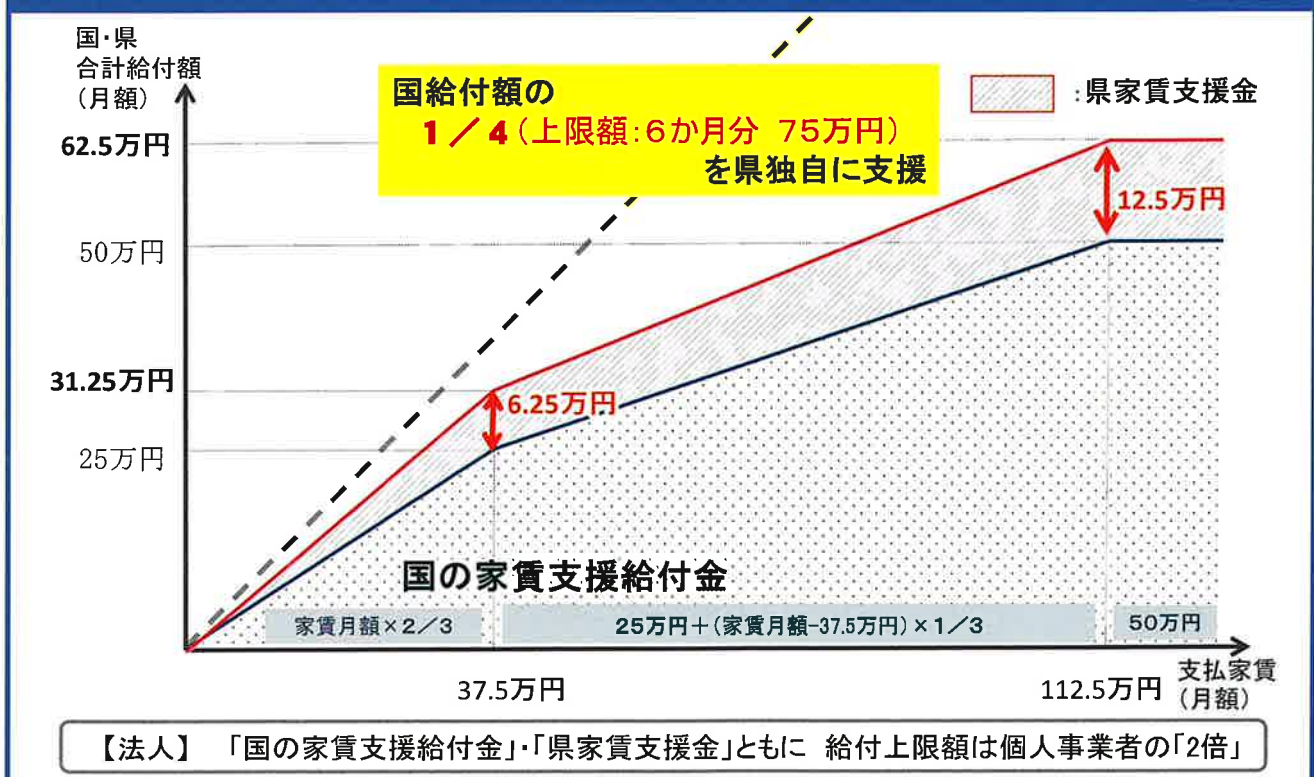
※1 **県外に本社がある観光関連事業者のうち**、①宿泊施設、②温泉保養施設、③交通施設、④休憩食事施設、⑤観光土産品販売施設、⑥不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設を**県内で運営する事業者も対象**

※2 **令和2年1月1日から5月31日までの間に創業し**国の家賃支援給付金を受けていない事業者、**収益事業を営む人格のない社団等は別に定める要件を満たせば、本支援金の対象**となります。詳しくは、申請要領(新規創業者用)又は申請要領(人格のない社団等用)をご確認ください。

2. 支援金

国の家賃支援給付金の **1/4相当額** を支給(上限額: 法人150万円、個人事業者75万円)

県家賃支援金の個人事業者への給付イメージ(月額ベース)



受付締切り・提出方法・問合せ先は裏面参照

3. 申請手続

(1) 受付締切り

令和3年2月28日（日）まで（当日消印有効）

(2) 提出方法

郵送による提出

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※送料は申請者側のご負担でお願いします。その際に料金の不足が生じないようにご注意ください。

(3) 宛先

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県家賃支援金受付係 あて

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。

4. お問い合わせ先

和歌山県支援本部相談窓口

【TEL】073-441-3301 平日 午前9時から午後5時45分まで



■申請要領・申請様式はコチラからダウンロードください

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/yachin.html>

【参考】家賃支援給付金（国制度）

※本制度は国が実施する支援策です。詳細は、下記ホームページをご確認ください。

◆支給対象（①、②、③をすべて満たす事業者）

①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

②令和2年5月～12月の売上高について、新型コロナウイルス感染症の影響などにより以下A、Bのいずれかに該当

【A】いずれか1か月で前年同月比50%以上減少 【B】連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少

③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

◆給付額 下記表から算出される給付額(月額)の**6倍** ※申請日の直前1か月以内に支払った賃料に基づき算出

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料× 2/3
	75万円超	50万円 +[支払賃料の75万円の超過分× 1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業主	37.5万円以下	支払賃料×給付率 2/3
	37.5万円超	25万円 +[支払賃料の37.5万円の超過分×給付率 1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

◆受付締切：令和3年1月15日（金）

◆申請方法：WEB上での申請（<https://yachin-shien.go.jp>）

◆申請サポート：WEB上での申請が困難な場合の申請サポート会場を設置。（予約制・下記WEBから予約可能）

◆家賃支援給付金 コールセンター

【TEL】0120-653-930

8月31日まで：全日（土曜日、日曜日、祝日含む）
8:30～19:00

9月1日以降：平日・日曜日
8:30～19:00

◆家賃支援給付金 ホームページ

WEB申請、申請サポート会場の予約、
申請要領のダウンロード

<https://yachin-shien.go.jp>

